

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】（水俣病）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	判決の概要
1	熊本県知事	熊本県水俣市の男性	水俣病認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成27年11月30日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をしたため、異議申立てをした上、平成28年2月24日付けで審査請求をした事案である（なお、平成29年3月7日付けで異議申立ては棄却された。）。</p> <p>請求人については、胎児期及び幼児期に相当程度の有機水銀のばく露があったものと推認できるが、昭和45年以降は水俣病を発症し得る程度の有機水銀のばく露があったとの蓋然性を認めることはできない上、両手関節以下及び両足関節以下に表在感覚の低下がみられるものの、他疾患の可能性もあり、その発現時期などからは、典型的な水俣病の症候とはいえず、他に運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害及び中枢性聴力障害等もないから、水俣病にかかったものといえない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
2	熊本県知事	熊本県水俣市の女性	水俣病認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成27年11月30日付けで水俣病の認定をしない旨の原処分をしたため、異議申立てをした上、平成28年2月24日付けで審査請求をした事案である（なお、平成29年3月7日付けで異議申立ては棄却された。）。</p> <p>請求人について、胎児期及び生後2歳頃までの間において有機水銀に対する高濃度のばく露があったとはいえず、生後2歳頃以降においては有機水銀に対する通常起こり得る程度を超える一定程度のばく露を受けた可能性があるが、昭和35年（請求人6歳）以降においてはそれ以前に比して有機水銀に対するばく露の程度は低くなっていたことが窺われ、有機水銀に対する一定程度のばく露を受けた可能性があるのは、遅くとも昭和49年1月までであったと考えられる。請求人にみられる感覚障害は、その発現時期、障害の部位程度の変化の状況及び原因と考えられる他疾病の存在などから、有機水銀に対するばく露に起因するものとは判断できず、請求人には他に小脳性運動失調、求心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害及び中枢性の平衡機能障害等は認められない。したがって、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	判決の概要
3	独立行政法人環境再生保全機構	岡山県津山市の女性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔意金・特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が未申請死亡者に係る特別遺族弔意金等の支給を請求したが、平成31年3月28日付けで未申請死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病にかかり当該指定疾病に起因して死亡したと認められない旨の原処分を受けたため、これを不服として同年4月19日消印で審査請求をした事案である。</p> <p>未申請死亡者については、大量の石綿ばく露歴があった可能性は認められ、著しい呼吸機能障害は認められるが、放射線画像所見では、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、石綿肺の所見は認められなかった。</p> <p>よって、石綿を吸入することにより指定疾病にかかると認められないとした原処分は相当である。</p>
4	独立行政法人環境再生保全機構	京都市伏見区の男性	中皮腫認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、処分庁から平成28年12月6日付け書面で中皮腫にかかると認められない旨の処分を受けたが、その後新たな医学的資料を提出して審査を求めたものの、令和元年8月30日付けで中皮腫とは認定できない旨の原処分を受けたため、これを不服として審査請求をした事案である（なお、請求人から肺がんについても審査してほしい旨の申出があった。）。</p> <p>請求人は審査請求後に死亡したため、生計を同一にする父が手続を承継した。</p> <p>病理診断によると、H E染色では腫瘍は腺癌の可能性が高い像であり、免疫染色でも中皮腫を示唆する染色態度ではなく、腺癌として矛盾のないものであり、中皮腫と判定できない。また、画像診断では、判定の基準を満たす胸膜プラークは認められず、じん肺法第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められないから、仮に原発性肺がんとしても石綿起因の肺がんといえない。</p> <p>よって、石綿を吸入することにより指定疾病にかかると認められないとした原処分は相当である。</p>

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分 及び 申請の内容	裁決の概要
5	独立行政法人 環境再生保全機構	東京都北区 の女性	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫）にかかったとの認定を求めたが、処分庁が令和元年12月4日付けで認定しない旨の原処分をしたため、同月10日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>画像診断では、腹膜中皮腫を否定できないが、中皮腫とは判定できないとされ、また、大量の石綿ばく露を示唆する胸膜プラークや肺線維化の所見はみられなかった。病理診断では、平成21年から平成31年の経過をみると腫瘍の形態、悪性度は変化しておらず、非常に予後の悪い疾患とされている典型的な悪性中皮腫の経過と異なっていること、悪性中皮腫の陽性マーカーであるcalretinin、WT1、D2-40が陰性であることから、悪性中皮腫は否定的であるとされた。したがって、中皮腫とは判定できない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
6	独立行政法人 環境再生保全機構	佐賀県鳥栖市 の女性	中皮腫 未支給医療費等・ 救済給付調整金	<p>棄却</p> <p>本件は、亡夫が中皮腫の認定を受けたものの、その後死亡したため、生計を同一にする妻である請求人が、未支給医療費等、救済給付調整金の支給を請求し、令和元年12月18日付けでその支給決定（原処分）を受けたが、その支給額に不満があるとして、令和2年1月16日付け書面で審査請求をした事案である。</p> <p>処分庁は、医療機関の診療報酬明細書等に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律及び同法施行令に従って未支給療養手当及び救済給付調整金を算定しており、その支給額に誤りはない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
7	独立行政法人 環境再生保全機構	福岡市西区 の女性	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人の夫が石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫）にかかったとの認定を求め、処分庁が令和2年3月3日付けで認定しない旨の原処分をし、その後請求人の夫が死亡したため、妻である請求人が承継人として同年4月8日に審査請求をした事案である。</p> <p>画像診断では、胸膜中皮腫の可能性はあるとされたが、大量の石綿ばく露を示唆する胸膜プラークや肺線維化の所見はみられなかった。病理診断では、胸水のババニコロウ染色の細胞所見については、中皮細胞が見られるが反応性中皮と考えられるとされ、腫瘍組織のHE染色による形態的特徴については、悪性腫瘍と考えられるが、通常の上皮性の癌は考えにくいとされ、腫瘍組織の免疫染色の結果については、上皮型中皮腫の陽性マーカーであるcalretininが陰性、肉腫型中皮腫及び線維形成型中皮腫の陽性マーカーであるCAM5.2とAE1/AE3が陰性であり、かつ、肉腫型中皮腫及び線維形成型中皮腫の陰性マーカーであるSMA、calponin、HHF-35、desminが陽性であることから、腫瘍としては、中皮腫は否定的で、どちらかという平滑筋細胞の性格をもった紡錘細胞肉腫が考えられるとされた。したがって、中皮腫とは判定できない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>
8	独立行政法人 環境再生保全機構	埼玉県川口市 の女性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 特別遺族弔意金・ 特別葬祭料	<p>却下</p> <p>本件は、請求人が未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の支給を請求したが、令和3年7月7日付けで未申請死亡者が石綿を吸入することにより指定疾病にかかり当該指定疾病に起因して死亡したと認められない旨の原処分を受けたため、これを不服として同年10月26日付けの不服審査請求書を同月27日消印の郵送により審査請求をした事案である。</p> <p>原処分に係る通知書は、同年7月9日に請求人に配達され、請求人は実際にそれを受領したものと認められるから、行政不服審査法第18条第1項に定める審査請求期間を徒過したものであるというほかはなく、それについて同項ただし書きの「正当な理由」があるとも認められない。</p> <p>よって、本件審査請求は不適法である。</p>